

成年後見制度における 聴覚障害者の困りごと

一般財団法人全日本ろうあ連盟
吉野 幸代

聴覚障害者は「判断能力に支障がないため、成年後見制度は利用しない」といった固定観念が依然として根強く、そのために制度利用の実態が見えにくい構造となっている。

実際には、

- ・聴覚障害のみではなく、高齢化や認知症との併発
- ・知的障害や精神障害との重複
- ・契約や財産管理など意思決定支援を必要とする

等の場面での利用するケースがある。

利用における困りごと

①コミュニケーション

- ・後見人や家庭裁判所職員とのやりとりにおいて手話通訳や要約筆記が手配されないことがある。
- ・後見人が聴覚障害に関する理解を欠いており、書面だけで一方的に決定されることがある。
- ・「本人の意思確認」が形骸化し、実際に後見人主導になりやすい。

- ・裁判所が選任する成年後見人等には手話ができない人が多いため、本人の意思確認が十分でないまま後見業務が進めてしまう事例が多い。

事例①

本人は自宅を所有し、そこでの生活を希望していたにもかかわらず、成年後見人が、手話ができないために意思確認が十分にできず、施設に入所させた上、自宅を売却してしまった。

事例②

当事者(本人)が知らない間に、身内(兄弟、甥、姪)が後見人に選任され、後見人によって、施設へ入所させられた。施設入所後、一度も面会に来ない。個人的な財産や資産も絡み、問題が表面化しない。

事例③

意思疎通や理解の問題に加え、軽度の認知症の症状が認められる場合、親族などの任意後見人の権限で物事が進められてしまい、当事者が泣き寝入りを余儀なくされる。

②「意思決定支援」と「代理決定」の混同

- ・本来は本人の意思を尊重する制度であるにもかかわらず、実際には「判断が難しい＝後見人がすべて決定する」という運用になってしまう場合がある。

③(配偶者の)社会的孤立の助長

- ・後見制度の利用により、役所・病院・金融機関などの手続きがすべて後見人を經由することとなり、(きこえない)配偶者が社会との接点を持ちにくくなる場合がある。
その結果、(きこえない)配偶者が自身の意見を社会に伝える機会が減少し、社会から孤立してしまうことがある。

④制度終了また変更の難しさ

- ・判断能力が改善しても、成年後見制度を終了あるいは変更するには家庭裁判所での手続きが必要となる。さらに、その手話通訳も自分で手配しなければならず、大きな負担となっている。

・成年後見制度は、高齢者や認知症の方の利用を中心に設計されており、聴覚障害の特性(情報アクセスや意思疎通の課題)への配慮は制度設計に十分に反映されていない。

・加えて、後見人研修における聴覚障害に関する内容もないため、聴覚障害者に対する理解が不十分。

成年後見選定のあり方について

- ・重複障害を併せ持つきこえない人の場合、家族や親族が「任意後見人」となるケースがあり。

→この場合、当事者の意思とは無関係に物事が進められ、施設入所と同時に名義変更が行われたり、施設からの一時帰宅を拒否される事例が報告されている。

※「成年後見制度」は、本当にきこえない当事者自身の意思や財産が守られているのか。